

### 静岡県選挙管理委員会告示第9号

三島市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設に次のとおり変更があった旨報告があった。

令和6年4月12日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

	名 称	収容人数	所 在 地	種 別	拡声機設備の有無
新	静岡県健康福祉交流 プラザ	60人	三島市谷田2276番地	研修室	有
		300人		ホール	有
旧	静岡県総合健康セン ター	78人	三島市谷田2276番地	第2研修室	有
		60人		第3研修室	有
		300人		ホール	有